

山下江法律事務所
実務に役立つ
企業法務の基礎

第79回

債権保全・回収（1）

前回までは、メンタルヘルスに関しても、9回にわたりて解説してきました。

今からは、皆さんの企業経営と切り離せない「債権保全・回収」についてお話ししたいと思います。

債権とは

債権とは「特定の人に対することを内容とする権利」のことです。

債権の発生原因にはいろいろなものがありますが、債権は主に契約の締結によって発生します。

例えば、売買契約の締結により、売主は買主に対して売買代金の支払いを請求する権利を得ることになります。

他方、買主は売主に対して売買代金を支払う義務を負うこと

前回までは、メンタルヘルスに関しても、9回にわたりて解説してきました。

今からは、皆さんの企業経営と切り離せない「債権保全・回収」についてお話ししたいと思います。

債権保全・回収（1）

前回までは、メンタルヘルスに関しても、9回にわたりて解説してきました。

今からは、皆さんの企業経営と切り離せない「債権保全・回収」についてお話ししたいと思います。

金銭債権の回収について

金銭債権の回収とは、文字通り、売買代金等の金銭債権を回収すること（支払いを受けること）を言います。

この点、金銭債権の支払いと商品の引き渡しが同時に行われているような場合は、金銭債権の回収については特に問題は生じません。

ただ、金銭債権が後払いについている場合、商品を引き渡すなどしたのに、取引の相手方が約束通りに支払ってくれず、金銭債権の回収に苦労することも、企業経営においては少なくない

になります。
このように、「債権」と「債務」は表裏一体の関係にあります。法律用語では、債権を有する者を「債権者」と言い、義務を負う者を「債務者」と言います。

そのうち、金銭債権とは、前記の売買契約の売主のように、特定の人に対して、金銭の支払いを請求する権利のことを言います。

金銭債権の保全について

金銭債権の保全とは、金銭債権をより確実に回収するために行う様々な方策のことを言います。

前記の通り、取引の相手方が約束通りに金銭債権を支払ってくれる保証はありませんので、より確実に金銭債権を回収するためには、債権者において、事前・事後の対策を講じることが重要となってきます。

逆に、取引の相手方から金銭債権の回収ができないれば、利益が上がらないばかりか、仕入代金や取引に要した各種費用等が丸々損になってしまいます。最悪の場合、運転資金のやり繰りができず、経営が立ち行かなくなつて、倒産することもあります。

したがって、企業経営においては、金銭債権の保全・回収が重要課題となるのです。

金銭債権の回収について

金銭債権の回収とは、文字通り、売買代金等の金銭債権を回収すること（支払いを受けること）を言います。

この点、金銭債権の支払いと商品の引き渡しが同時に行われているような場合は、金銭債権の回収については特に問題は生じません。

ただ、金銭債権が後払いについている場合、商品を引き渡すなどしたのに、取引の相手方が約束通りに支払ってくれず、金銭債権の回収に苦労することも、企業経営においては少くない

金銭債権の保全・回収の重要性

企業が健全に存続していくためには、当然ながら企業活動を通じて利益を上げていかなければなりません。

そして、企業が利益を上げるために、商品を販売したり、請負工事を受注するなどして、売上を上げる必要があります。

しかし、今日の企業間取引においては、金銭債権の支払いが商品の引き渡し等よりも後になる



田中伸山
下江法律
事務所
副所長
弁護士
広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。
【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害（損害賠償請求）。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

契約書チェック 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-



予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル
H27.12撮影

な やみよまるく
0120-7834-09